

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部改正)

第1条 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第4(第3条関係)				別表第4(第3条関係)			
庁舎の名称	出先機関等	管 理		庁舎の名称	出先機関等	管 理	
		所管する者	分掌する者			所管する者	分掌する者
いわて県 民情報交 流センタ ー	[略] 岩手県立視聴 覚障害者情報 センター [略]	[略]		いわて県 民情報交 流センタ ー	[略] 岩手県立視聴 覚障がい者情 報センター [略]	[略]	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第2条 心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
様式第1号(第4条関係)		様式第1号(第4条関係)	
(表面)		(表面)	
[略]		[略]	
(裏面)		(裏面)	
[略]		[略]	
9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、広 域振興局、地方振興局又は <u>県庁障害保健福祉課</u> にお問 い合わせください。		9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、広 域振興局、地方振興局又は <u>県庁障がい保健福祉課</u> にお問 い合わせください。	
様式第2号(第4条関係)		様式第2号(第4条関係)	
(表面)		(表面)	
[略]		[略]	
(裏面)		(裏面)	
[略]		[略]	
9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、広 域振興局、地方振興局又は <u>県庁障害保健福祉課</u> にお問 い合わせください。		9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、広 域振興局、地方振興局又は <u>県庁障がい保健福祉課</u> にお問 い合わせください。	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(勤労身体障害者体育館条例施行規則の一部改正)

第3条 勤労身体障害者体育館条例施行規則（昭和52年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>勤労身体障害者体育館条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>勤労身体障害者体育館条例</u>（昭和52年岩手県条例第10号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（休館日）</p> <p>第2条 <u>岩手県勤労身体障害者体育館</u>（以下「体育館」という。）の休館日は、毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>勤労身体障がい者体育館条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>勤労身体障がい者体育館条例</u>（昭和52年岩手県条例第10号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（休館日）</p> <p>第2条 <u>岩手県勤労身体障がい者体育館</u>（以下「体育館」という。）の休館日は、毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第4条 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																								
<p>別表第1（第2条―第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">組 織</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知事の</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務部</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td style="text-align: center;">広域振興</td> <td style="text-align: center;">盛</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">局</td> <td style="text-align: center;">先</td> <td style="text-align: center;">局及び地</td> <td style="text-align: center;">岡</td> <td style="text-align: center;">保健</td> <td style="text-align: center;">児童障害</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">機</td> <td style="text-align: center;">方振興局</td> <td style="text-align: center;">地</td> <td style="text-align: center;">福祉</td> <td style="text-align: center;">福祉課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">関</td> <td style="text-align: center;">（以下「 広域振興 局等」と いう。）</td> <td style="text-align: center;">方 振 興 局</td> <td style="text-align: center;">環 境 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織				職 等		知事の	[略]					事務部	出	広域振興	盛	[略]		局	先	局及び地	岡	保健	児童障害		機	方振興局	地	福祉	福祉課長		関	（以下「 広域振興 局等」と いう。）	方 振 興 局	環 境 部						[略]					[略]					[略]				[略]						<p>別表第1（第2条―第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">組 織</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知事の</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務部</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td style="text-align: center;">広域振興</td> <td style="text-align: center;">盛</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">局</td> <td style="text-align: center;">先</td> <td style="text-align: center;">局及び地</td> <td style="text-align: center;">岡</td> <td style="text-align: center;">保健</td> <td style="text-align: center;">児童障が</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">機</td> <td style="text-align: center;">方振興局</td> <td style="text-align: center;">地</td> <td style="text-align: center;">福祉</td> <td style="text-align: center;">い福祉課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">関</td> <td style="text-align: center;">（以下「 広域振興 局等」と いう。）</td> <td style="text-align: center;">方 振 興 局</td> <td style="text-align: center;">環 境 部</td> <td style="text-align: center;">長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織				職 等		知事の	[略]					事務部	出	広域振興	盛	[略]		局	先	局及び地	岡	保健	児童障が		機	方振興局	地	福祉	い福祉課		関	（以下「 広域振興 局等」と いう。）	方 振 興 局	環 境 部	長					[略]					[略]					[略]				[略]					
組 織				職 等																																																																																																																					
知事の	[略]																																																																																																																								
事務部	出	広域振興	盛	[略]																																																																																																																					
局	先	局及び地	岡	保健	児童障害																																																																																																																				
	機	方振興局	地	福祉	福祉課長																																																																																																																				
	関	（以下「 広域振興 局等」と いう。）	方 振 興 局	環 境 部																																																																																																																					
				[略]																																																																																																																					
			[略]																																																																																																																						
		[略]																																																																																																																							
[略]																																																																																																																									
組 織				職 等																																																																																																																					
知事の	[略]																																																																																																																								
事務部	出	広域振興	盛	[略]																																																																																																																					
局	先	局及び地	岡	保健	児童障が																																																																																																																				
	機	方振興局	地	福祉	い福祉課																																																																																																																				
	関	（以下「 広域振興 局等」と いう。）	方 振 興 局	環 境 部	長																																																																																																																				
				[略]																																																																																																																					
			[略]																																																																																																																						
		[略]																																																																																																																							
[略]																																																																																																																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																																																																																									

（岩手県知事部局行政組織規則の一部改正）

第5条 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（保健福祉部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第9条 保健福祉部に次の室及び課を置く。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） <u>障害保健福祉課</u></p> <p>（7） [略]</p> <p>2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>（保健福祉部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第9条 保健福祉部に次の室及び課を置く。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） <u>障がい保健福祉課</u></p> <p>（7） [略]</p> <p>2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障害者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関する事（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(4)・(5) [略]

[略]

3～6 [略]

7 障害保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

障害福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 岩手県立視聴覚障害者情報センター及びふれあいランド岩手の管理に関する事。

(5) [略]

8 児童家庭課の事務分掌は、次のとおりとする。

健全育成担当及び少子化担当の分掌事務

(1) 児童の福祉に関する事（障害保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(2) 児童に係る社会福祉事業の指導監督に関する事（障害保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(3) 児童に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関する事（地域福祉課及び障害保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

[略]

（商工労働観光部の分課及びその分掌事務）

第10条 [略]

2～7 [略]

8 労政能力開発課の分掌事務は、次のとおりとする。

労政担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 岩手県勤労身体障害者体育館の管理に関する事。

[略]

（職）

第94条 [略]

2・3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関する事（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(4)・(5) [略]

[略]

3～6 [略]

7 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

障がい福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 岩手県立視聴覚障がい者情報センター及びふれあいランド岩手の管理に関する事。

(5) [略]

8 児童家庭課の事務分掌は、次のとおりとする。

健全育成担当及び少子化担当の分掌事務

(1) 児童の福祉に関する事（障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(2) 児童に係る社会福祉事業の指導監督に関する事（障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(3) 児童に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関する事（地域福祉課及び障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

[略]

（商工労働観光部の分課及びその分掌事務）

第10条 [略]

2～7 [略]

8 労政能力開発課の分掌事務は、次のとおりとする。

労政担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 岩手県勤労身体障がい者体育館の管理に関する事。

[略]

（職）

第94条 [略]

2・3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に

掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	教授、首席児童指導員、首席技術指導員、首席特別税務調査員、 <u>上席環境衛生指導員</u> 、 <u>上席社会福祉主事</u> 、 <u>上席障害者福祉司</u> 、 <u>上席児童福祉司</u> 、 <u>上席相談調査員</u> 、 <u>上席精神保健福祉相談員</u> 、 <u>上席児童心理司</u> 、 <u>上席心理判定員</u> 、 <u>上席児童指導員</u> 、 <u>上席職業指導員</u> 、 <u>上席生活指導員</u> 、 <u>上席生活支援員</u> 、 <u>上席保育士</u> 、 <u>上席児童自立支援専門員</u> 、 <u>上席食品衛生監視員</u> 、 <u>上席技術指導員</u> 、 <u>助教授</u> 、 <u>上席農業普及員</u> 、 <u>上席林業普及指導員</u> 、 <u>上席水産業普及指導員</u> 、 <u>上席建築専門員</u> 、 <u>上席特別税務調査員</u> 、 <u>上席通信技師</u> 、 <u>上席消防教官</u> 、 <u>主任環境衛生指導員</u> 、 <u>主任社会福祉主事</u> 、 <u>障害者福祉司</u> 、 <u>児童福祉司</u> 、 <u>主任相談調査員</u> 、 <u>主任精神保健福祉相談員</u> 、 <u>主任児童心理司</u> 、 <u>主任心理判定員</u> 、 <u>主任児童指導員</u> 、 <u>主任職業指導員</u> 、 <u>主任生活指導員</u> 、 <u>主任生活支援員</u> 、 <u>主任保育士</u> 、 <u>主任児童自立支援専門員</u> 、 <u>主任食品衛生監視員</u> 、 <u>主任技術指導員</u> 、 <u>講師</u> 、 <u>主任農業普及員</u> 、 <u>主任林業普及指導員</u> 、 <u>主任水産業普及指導員</u> 、 <u>建築専門員</u> 、 <u>建築監視員</u> 、 <u>主任通信技師</u> 、 <u>主任消防教官</u> 、 <u>主任主事</u> 、 <u>主任技師</u> 、 <u>主事</u> 、 <u>技師</u> 、 <u>栄養指導員</u> 、 <u>環境衛生指導員</u> 、 <u>環境衛生監視員</u> 、 <u>家庭用品衛生監視員</u> 、 <u>医療社会事業士</u> 、 <u>相談調査員</u> 、 <u>精神保健福祉相談員</u> 、 <u>児童心理司</u> 、 <u>心理判定員</u> 、 <u>食品衛生監視員</u> 、 <u>医療監視員</u> 、 <u>薬事監視員</u> 、 <u>麻薬取締員</u> 、 <u>毒物劇物監視員</u> 、 <u>労働金庫検査員</u> 、 <u>技術指導員</u> 、 <u>小作主事</u> 、 <u>肥料検査員</u> 、 <u>飼料検査職員</u> 、 <u>地方種畜検査委員</u> 、 <u>家畜防疫員</u> 、 <u>森林害虫防除員</u> 、 <u>農業普及員</u> 、 <u>林業普及指導員</u> 、 <u>水産業普及指導員</u> 、 <u>水産資源保護指導吏員</u> 、 <u>通信技師</u> 、 <u>消防教官</u>
[略]	[略]

5 [略]

別表第1 広域振興局等の部等及び課（第20条の2、第20条の

掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	教授、首席児童指導員、首席技術指導員、首席特別税務調査員、 <u>上席環境衛生指導員</u> 、 <u>上席社会福祉主事</u> 、 <u>上席障がい者福祉司</u> 、 <u>上席児童福祉司</u> 、 <u>上席相談調査員</u> 、 <u>上席精神保健福祉相談員</u> 、 <u>上席児童心理司</u> 、 <u>上席心理判定員</u> 、 <u>上席児童指導員</u> 、 <u>上席職業指導員</u> 、 <u>上席生活指導員</u> 、 <u>上席生活支援員</u> 、 <u>上席保育士</u> 、 <u>上席児童自立支援専門員</u> 、 <u>上席食品衛生監視員</u> 、 <u>上席技術指導員</u> 、 <u>助教授</u> 、 <u>上席農業普及員</u> 、 <u>上席林業普及指導員</u> 、 <u>上席水産業普及指導員</u> 、 <u>上席建築専門員</u> 、 <u>上席特別税務調査員</u> 、 <u>上席通信技師</u> 、 <u>上席消防教官</u> 、 <u>主任環境衛生指導員</u> 、 <u>主任社会福祉主事</u> 、 <u>障がい者福祉司</u> 、 <u>児童福祉司</u> 、 <u>主任相談調査員</u> 、 <u>主任精神保健福祉相談員</u> 、 <u>主任児童心理司</u> 、 <u>主任心理判定員</u> 、 <u>主任児童指導員</u> 、 <u>主任職業指導員</u> 、 <u>主任生活指導員</u> 、 <u>主任生活支援員</u> 、 <u>主任保育士</u> 、 <u>主任児童自立支援専門員</u> 、 <u>主任食品衛生監視員</u> 、 <u>主任技術指導員</u> 、 <u>講師</u> 、 <u>主任農業普及員</u> 、 <u>主任林業普及指導員</u> 、 <u>主任水産業普及指導員</u> 、 <u>建築専門員</u> 、 <u>建築監視員</u> 、 <u>主任通信技師</u> 、 <u>主任消防教官</u> 、 <u>主任主事</u> 、 <u>主任技師</u> 、 <u>主事</u> 、 <u>技師</u> 、 <u>栄養指導員</u> 、 <u>環境衛生指導員</u> 、 <u>環境衛生監視員</u> 、 <u>家庭用品衛生監視員</u> 、 <u>医療社会事業士</u> 、 <u>相談調査員</u> 、 <u>精神保健福祉相談員</u> 、 <u>児童心理司</u> 、 <u>心理判定員</u> 、 <u>食品衛生監視員</u> 、 <u>医療監視員</u> 、 <u>薬事監視員</u> 、 <u>麻薬取締員</u> 、 <u>毒物劇物監視員</u> 、 <u>労働金庫検査員</u> 、 <u>技術指導員</u> 、 <u>小作主事</u> 、 <u>肥料検査員</u> 、 <u>飼料検査職員</u> 、 <u>地方種畜検査委員</u> 、 <u>家畜防疫員</u> 、 <u>森林害虫防除員</u> 、 <u>農業普及員</u> 、 <u>林業普及指導員</u> 、 <u>水産業普及指導員</u> 、 <u>水産資源保護指導吏員</u> 、 <u>通信技師</u> 、 <u>消防教官</u>
[略]	[略]

5 [略]

別表第1 広域振興局等の部等及び課（第20条の2、第20条の

11、第21条関係)

広域振興局等	部 等	課	
盛岡地方振興局	[略]		
	保健福祉環境部	[略]	
		保健福祉室	[略]
			児童障害福祉課
		[略]	
	[略]		
[略]			

別表第3 本庁の部局等及び出納局の担当課長 (第94条関係)

部局等及び出納局	室、課及び所	担当課長
[略]		
保健福祉部	[略]	
	障害保健福祉課	療育精神担当課長 障 害福祉担当課長
	[略]	
[略]		

別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科 (第55条関係)

出先機関	事務局及び部	課	科
岩手県県央 保健所		[略]	
		児童障害福祉課	
		[略]	
[略]			
岩手県福祉 総合相談セ ンター	[略]		
	障害保健福祉 部	障害保健福祉課	
[略]			

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設 (第91条関係)

名 称	位 置
[略]	
岩手県立視聴覚障害者情報センター	[略]
[略]	
岩手県勤労身体障害者体育館	[略]
[略]	

11、第21条関係)

広域振興局等	部 等	課	
盛岡地方振興局	[略]		
	保健福祉環境部	[略]	
		保健福祉室	[略]
			児童障がい福祉課
		[略]	
	[略]		
[略]			

別表第3 本庁の部局等及び出納局の担当課長 (第94条関係)

部局等及び出納局	室、課及び所	担当課長
[略]		
保健福祉部	[略]	
	障がい保健福祉課	療育精神担当課長 障 がい福祉担当課長
	[略]	
[略]		

別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科 (第55条関係)

出先機関	事務局及び部	課	科
岩手県県央 保健所		[略]	
		児童障がい福祉課	
		[略]	
[略]			
岩手県福祉 総合相談セ ンター	[略]		
	障がい保健福 祉部	障がい保健福祉課	
[略]			

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設 (第91条関係)

名 称	位 置
[略]	
岩手県立視聴覚障がい者情報センター	[略]
[略]	
岩手県勤労身体障がい者体育館	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部改正)

第6条 いわて県民情報交流センター条例施行規則（平成18年岩手県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 <u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u>（第9条・第10条）</p> <p>第4章 雑則（第11条）</p> <p>附則</p> <p>第3章 <u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u>（休館日）</p> <p>第9条 <u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u>（以下「<u>視聴覚障害者情報センター</u>」という。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 <u>視聴覚障害者情報センター</u>の指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第10条 <u>視聴覚障害者情報センター</u>の開館時間は、9時から20時までとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 <u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u>（第9条・第10条）</p> <p>第4章 雑則（第11条）</p> <p>附則</p> <p>第3章 <u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u>（休館日）</p> <p>第9条 <u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u>（以下「<u>視聴覚障がい者情報センター</u>」という。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 <u>視聴覚障がい者情報センター</u>の指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第10条 <u>視聴覚障がい者情報センター</u>の開館時間は、9時から20時までとする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第7条 岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、<u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u>、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>障害保健福祉課</u>の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p>	<p>（保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、<u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u>、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>障がい保健福祉課</u>の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p>

<p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障害者情報センター及びふれあいランド岩手の管理に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p><u>障害福祉担当課長専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(商工労働観光部の総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 労政能力開発課長の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>岩手県勤労身体障害者体育館の管理に関すること。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター及びふれあいランド岩手の管理に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p><u>障がい福祉担当課長専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(商工労働観光部の総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 労政能力開発課長の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>岩手県勤労身体障がい者体育館の管理に関すること。</u></p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成20年8月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正前の心身障害者扶養共済制度条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。